

事業主のみなさまへ

外国人技能実習生と労災保険

技能実習生は労災保険の支給対象です!

公益財団法人
国際研修協力機構

JITCO

Japan International Training Cooperation Organization

労働保険制度について

1 労働保険とは…

「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」をまとめた総称です。
保険給付は両保険で個別に行われますが、保険料の徴収は原則として一体で行います。

2 労災保険

労働者又は特別加入者が、業務上の災害や通勤災害で負傷し疾病に罹患した場合に、必要な保険給付を行います。また、労働者の福祉の増進を図る事業も行っています。

3 雇用保険

- (1) 従業員には…失業して一定の要件に該当すれば、雇用保険の基本手当等が支払われます。
- (2) 事業主には…従業員の採用、失業防止等の措置に対して、一定の要件を満たす場合、各種助成金が支給されます。

4 労働保険の適用・加入手続き

- (1) 当然適用——原則として、一人でも労働者を雇用している場合は、強制的に適用されます。
- (2) 暫定任意適用——農林水産事業のうち、「個人経営」で労働者数が「5人未満」などの事業は強制適用とならず、事業主若しくは労働者の過半数(労災保険)、又は労働者の1/2以上(雇用保険)が希望し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は適用事業となります。詳細は次章の「労災保険の適用」を参照ください。
- (3) 加入手続——「保険関係成立届」を保険関係が成立してから10日以内に労働基準監督署又はハローワークへ提出する必要があります。

なお、雇用保険の「雇用保険適用事業所設置届」を設置日から10日以内に、又「雇用保険被保険者資格取得届」を資格取得の事実のあった日の属する月の翌月10日迄にハローワークへ提出します。

5 労働保険料

- (1) 保険料の納付…保険関係が成立した日から、その年度末までの労働者に支払う賃金見込額に保険料率を乗じて得た額を、保険関係が成立してから50日以内に「概算保険料」として申告・納付します。
- (2) 保険料額
 - ①全労働者の賃金総額×労災保険率+②雇用保険対象労働者の賃金総額×雇用保険率
 - (①労災保険料分は、全額事業主負担、②雇用保険料分は、事業主と労働者双方で負担)

6 労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主の皆さまには、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを、「年度更新」といい、毎年6月1日から7月10日までの間に手続きを行っていただくこととなります。

労災保険の適用

労災保険は国が所管する
「強制保険」です。



保険関係の手続は、所轄の労働基準監督署で行います

労働基準法(第8章 災害補償、第75条～第88条)では、**労働者が「業務上の事由により被った災害」について、事業主は「補償」しなければならない**と規定されております。その定められた「使用者の災害補償責任」を担保する制度が「労災保険制度(使用者相互扶助の性格)」です。従って、労災保険料は全額事業主負担となっています。

(1) 労災保険法では、労働者を使用する事業を適用事業とするとされており、一人でも雇用していれば強制的に加入しなければならないこと(強制適用)になっております。

(2) 保険給付においては、通勤による災害(労働基準法上の事業主の補償義務はない)も、支給対象とされています。

(3) 農林水産業の労災保険の適用については、

①農業で労働者5人未満の個人経営の場合(ただし、有害環境下での作業等危険有害作業を主として行う事業を行う場合及び事業主が特別加入している場合を除く。)

②林業で年間使用延べ労働者数が300人未満である個人経営の場合

③水産業で労働者5人未満の個人経営の事業であって、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は災害発生のおそれの少ない場所において主として操業する場合

暫定任意適用事業となっております。この場合でも労働基準法上又は船員法上の事業主の補償義務があります。

一方、入管関係法令では、技能実習生の技能等修得活動開始前に、労災保険の成立届等が行われているか、若しくはそれに類する措置を講ずることが義務付けられ、現時点では事実上、暫定任意適用である個人経営の農林水産業も労災保険への加入が求められることになりました。

最寄りの労働基準監督署で加入手続きをしてください。

(4) 船員保険制度は、平成22年1月1日から、業務上の傷病等の労災保険相当部分は労災保険制度に、失業等の雇用保険相当部分は雇用保険制度にそれぞれ統合されました。

担当部署は、労災保険が労働基準監督署、雇用保険がハローワークとなります。

詳細は、最寄りの労働基準監督署又はハローワークにお問い合わせください。

労災保険の概要

労災保険とは、労働者が、労働による「業務災害」又は通勤による「通勤災害」によって負傷し、又は疾病に罹患した場合に必要な保険給付を行う制度です。

なお、特別加入制度(任意加入制度)があり、特別加入すれば、労働者ではない者も労災保険の対象となります。特別加入できる者は次のとおりです。

- ① 中小事業の事業主と家族従事者等(労働保険事務組合加入等が条件)
- ② 一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方
- ③ 一定規模以上で一定の危険有害な農作業等を行う特定農作業従事者・特定の農業機械を用いて一定の農作業を行う指定農業機械作業従事者・公機関又はその委託で行われる訓練従事者・一定の危険有害な作業に従事する家内労働者と補助者・雇用している労働者のいない労働組合等の常勤役員、日常生活の世話、機能訓練又は看護に係る作業を行う介護作業従事者
- ④ 海外派遣者

※一定の一人親方等(個人タクシー業者及び個人貨物運送業者)、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者、家内労働者等は通勤災害の保護の対象となっていません。

1 業務災害・・・業務災害は、仕事が原因となって発生した災害・疾病をいいます。

例えば

鉄板を切断中、手を切った。

残業が2ヶ月続いて月90時間を超え、
心筋梗塞で倒れた。

風呂場で塗装作業していたら、
倒れた。

木材加工作業中、指を切断した。
木屑が目に入った。

建設現場の足場から墜落し
足を骨折した。

著しい騒音が発生している作業場で
実習していたら難聴になった。

実習中足を捻って捻挫した。



2 通勤災害・・・通勤災害は、通勤の途中において、被った災害・疾病をいいます。

例えば

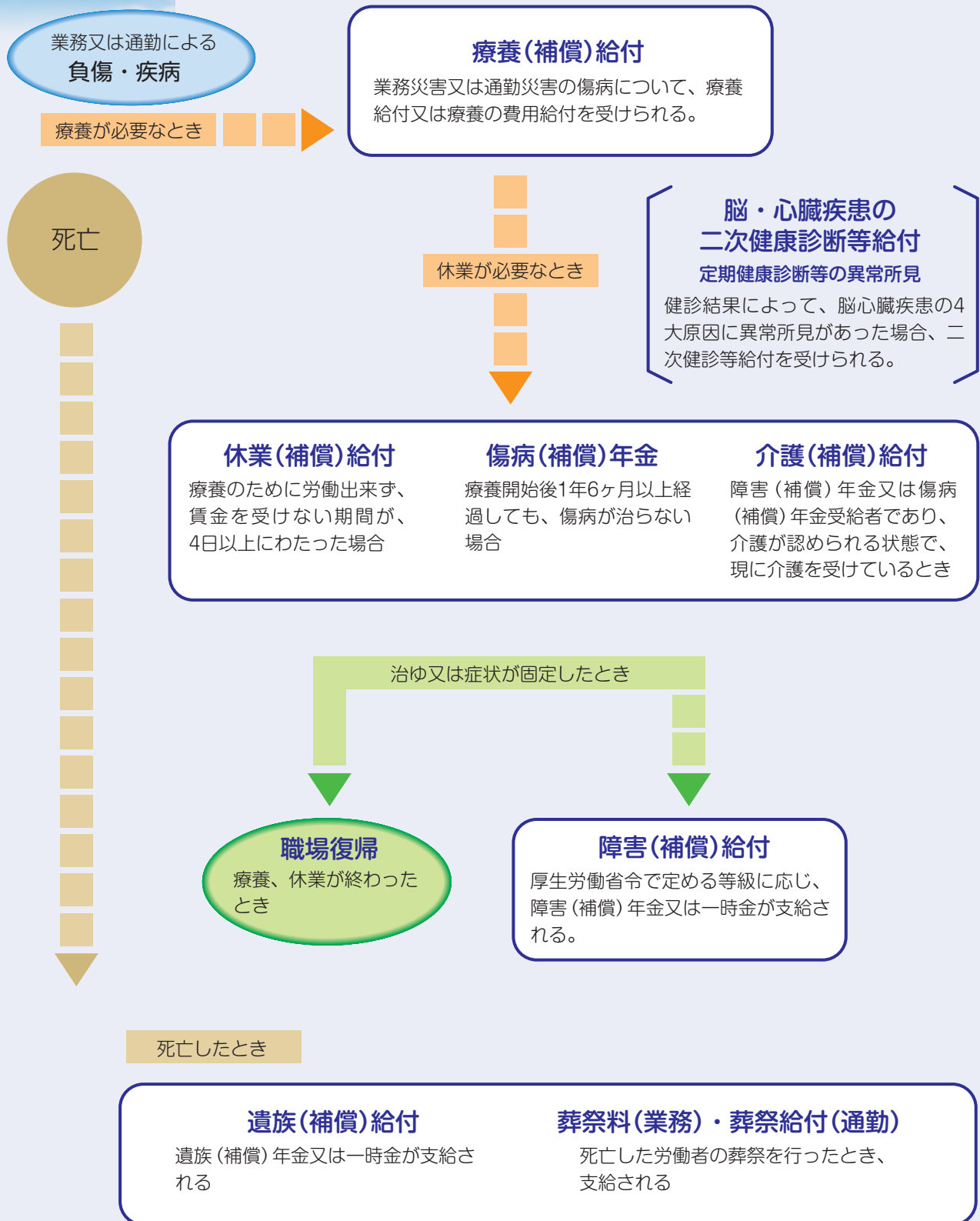
自転車で通勤中、乗用車と
衝突し怪我をした。

徒歩で通勤途中、道路が凍結していて
転倒し負傷した。

実習が終わり宿舎に帰る途中、スーパーマーケットで夕食の食材を購入し、
通勤経路に戻ったところで転倒し怪我をした。



労災保険の給付の概略



※ 各項目で示す給付の種類は、業務災害の場合は「療養補償給付」、通勤災害の場合は「療養給付」ですが、給付内容は変わらないため、記載上、療養(補償)給付というように()の有無により読み分けていただくことになります。以下各給付とも同じです。具体的給付内容は次頁をご覧ください

労災保険の給付内容の詳細

各項目で示す給付の種類において、業務災害の療養の場合は「療養補償給付」、通勤災害の場合は「療養給付」ですが、給付内容はほぼ変わらないため、記載上、療養(補償)給付と()の有無により読み分けていただくことになります。

(1) 療養(補償)給付

業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき→

- ア **療養の給付**・・・労災病院や指定医療機関・薬局等(以下「指定医療機関等」という。)において、必要な療養(現物の給付)が受けられる・**原則として治療費無料**
- イ **療養の費用**・・・指定医療機関等以外の病院等で療養した場合に、その療養に要した費用が支給される。・・・原則として治療費用が戻ってくる。

(2) 休業(補償)給付

療養のために労働することが出来ず、賃金を受けない期間が4日以上にわたった場合→

- ア 休業4日目以降一日につき、「給付基礎日額」(※注1)の60%相当額が支給される。
(業務災害の場合、**最初の3日間については、事業主の補償義務あり。**)
- イ **休業特別支給金**・・・上記の休業(補償)給付支給対象となる休業一日につき、「給付基礎日額」の20%相当額が支給される。(事業主の補償義務なし。)
- ウ 従って、休業4日目以降は、実質的には**給付基礎日額の80%相当額が支給される。**

※注1 「給付基礎日額」・・・原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいう。また、平均賃金とは、原則として、業務上又は通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日又は医師の診断によって疾病の発生が確定した日(賃金締切日が定められているときは、その日の直前の賃金締切日)の直前3か月間にその労働者に対して払われた賃金の総額を、その期間の暦日数で割った一暦日あたりの賃金額である。この計算で不合理な場合には、色々な計算方法がある。

(3) 障害(補償)給付

症状固定(これ以上の治療効果が期待できない状態)となり、**障害が残った場合**→

厚生労働省令で定める等級に応じ、障害(補償)年金又は障害(補償)一時金が支給される。

- ア **障害(補償)年金**・・・身体に当該障害等級1～7級に該当する障害が残ったとき、その障害の程度に応じ、毎年、「給付基礎日額」の313日分(1級)～131日分(7級)の年金が支給される。
- イ **障害(補償)一時金**・・・身体に当該障害等級8～14級に該当する障害が残ったとき、その障害の程度に応じ、「給付基礎日額」の503日分(8級)～56日分(14級)の一時金が支給される。
- ウ **障害特別年金**・・・当該障害の程度が障害(補償)年金に該当する場合で、「特別給与」を受けていた労働者には、その障害の程度に応じ、「算定基礎日額」(※注2)の313日分(1級)～131日分(7級)の特別年金が支給される。
- エ **障害特別一時金**・・・当該障害の程度が障害(補償)一時金に該当する場合で、「特別給与」を受けていた労働者には、その障害の程度に応じ、「算定基礎日額」(※注2)の503日分(8級)～56日分(14級)の特別一時金が支給される。
- オ **障害特別支給金**・・・当該障害の程度に応じ、342万円(1級)～8万円(14級)の一時金が支給される。

※注2 「算定基礎日額」・・・原則として被災日以前一年間に、その労働者に支払われた「特別給与」(3か月を超える期間毎に支払われる賃金で、臨時に支払われる賃金を除く)の総額(算定基礎年額)を365で除した金額

(4) 遺族(補償)給付

労働者が業務上災害又は通勤途上災害で死亡した場合は、遺族(補償)年金又は遺族(補償)一時金が支給される。

- ア **遺族(補償)年金**・・・業務災害又は通勤災害により死亡したとき、年金を受けることができる遺族がいる場合に、その遺族の数等に応じ、「給付基礎日額」の245日～153日分の年金が支給される。
- イ **遺族(補償)一時金**・・・遺族(補償)年金を受給する遺族がない場合、「給付基礎日額」の1000日分、又、年金を受給していた遺族が失権した場合は、既に支給された金額が「給付基礎日額」1000日分に満たないときに、その差額が支給される。
- ウ **遺族特別年金**・・・遺族(補償)年金を受給する場合、死亡した労働者が「特別給与」を受けていたときには、「算定基礎日額」の245日分～153日分が遺族の数に応じて支給される。
- エ **遺族特別一時金**・・・遺族(補償)一時金を受給する場合、死亡した労働者が「特別給与」を受けていたときには、「算定基礎日額」の1000日分が一時金として支給される。
- オ **遺族特別支給金**・・・遺族(補償)給付の受給権者に対して、遺族の数にかかわらず一律300万円の一時金が支給される。

(5) 葬祭料(業務災害)・葬祭給付(通勤災害)

死亡した労働者の葬祭を行うとき、支給される。315,000円に「給付基礎日額」の30日分を加算した額(その額が「給付基礎日額」の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)が支給される。

(6) 傷病(補償)年金

療養開始後1年6ヶ月を経過しても傷病が治らない場合で、かつ、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合は、

- ア **傷病(補償)年金**・・・その傷病等級に応じ、「給付基礎日額」の313日分(1級)～245日分(3級)の年金が支給される。
- イ **傷病特別年金**・・・傷病(補償)年金受給者に該当する場合で、「特別給与」を受けていた労働者には、その傷病等級に応じ、「算定基礎日額」の313日分(1級)～245日分(3級)の年金が支給される。
- ウ **傷病特別支給金**・・・傷病(補償)年金受給者に対して、傷病等級に応じ114万円(1級)～100万円(3級)の一時金が支給される。

(7) 介護(補償)給付

障害(補償)年金または傷病(補償)年金受給者の内、当該等級の1級又は2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害)であって、現に介護を受けているとき支給される。

(8) 二次健康診断等給付

定期健康診断等(事業場は、「労働者の健康診断等」を実施するよう労働安全衛生法で規定されています)の結果において、脳・心臓疾患に関連する血圧・コレステロール・血糖値・BMIの項目のすべてに異常所見があると認められるとき、診断を希望する場合の必要な**健康診断等(二次健康診断等)**が給付される。

労災保険の請求にあたって

保険給付の請求には、受入機関の助力が不可欠です

労災保険の請求手続きは、被災した技能実習生本人又はその遺族が行うことになっています。

しかし、労災保険の請求を行う場合には、実習実施機関の証明が必要で、負傷又は発病年月日や災害原因及び発生状況のほか、休業補償給付等の場合には、平均賃金や休業期間等についても証明が必要です。

実習実施機関は、被災した技能実習生本人又はその遺族から、保険給付を受けるために必要な証明をもとめられたときには、速やかに対応しなければなりません。

技能実習生が自分で対応することが困難である場合には、実習実施機関はその手続きを行うことができるよう助力する義務があります。(労災保険法施行規則第23条)

さらに、厚生労働省告示「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」では、「請求手続を代行することその他必要な援助を行うように努めること」とされています。

JITCOの電話相談

●来訪及び電話相談窓口の開設

毎日(土・日・祝祭日を除く)9時～17時

TEL: 03-6430-1175

●母国語による電話相談窓口の開設

フリーダイヤル: 0120-022-332

一般電話: 03-6430-1111

インドネシア語 毎週火曜日 11時～19時(13～14時昼休み)、毎週土曜日 13時～19時

中国語 毎週火曜日・木曜日 11時～19時(13～14時昼休み)、毎週土曜日 13時～19時

ベトナム語 毎週火曜日・木曜日 11時～19時(13～14時昼休み)、毎週土曜日 13時～19時

(注) 電話相談の曜日や時刻は変更することがあります。JITCOホームページでご確認ください。

お願い

- 万一に備え技能実習生の家族の住所等の把握をお願いします。
- 労働災害が発生した場合、速やかに最寄りの労働基準監督署へ「死傷病報告」を提出し、労災保険請求の手続をお願いします。
- 併せてJITCOへ「労働災害発生状況報告書」のご提出をお願いいたします。

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)

〒105-0013 東京都港区浜松町1-18-16 住友浜松町ビル 4F TEL:03-6430-1176